

社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）における  
今後の対応等について

1 主旨

社会的インフラを継続的に維持するための検査（社会的検査）について、7月下旬から8月にかけて感染拡大した時期（第5波）における課題等を踏まえ、今後の感染拡大に向けた対応策等を以下のとおり報告する。

2 第5波における課題

「事業所・施設内で感染者が発生した場合」や「事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合」に実施している随時検査（行政検査）において、検査需要が急増したことにより検査申込から検体採取の実施までの期間が一時的に1週間前後となってしまうなど、速やかな検査が行えない期間があった。

3 課題に対する現在の対応状況

- (1) 事業所・施設に対し、速やかにより多くの検査に対応するため、施設訪問時間や検査のキャンセル等の運用について協力を依頼（令和3年9月17日～）
- (2) 随時検査の補完として、抗原定性検査を導入（令和3年8月26日～）

4 今後の感染拡大に向けた対応

(1) 随時検査の体制強化

随時検査の需要の増加が想定される12月より、当面の間検体採取チームを増員し、体制を強化する。

想定時期	対応内容
12月～1月	検査体制を現在の3チームから、6チームへ増やし、体制を強化する。 変更前：3チーム（360件/日）、変更後：6チーム（720件/日）

(2) 抗原定性検査のさらなる活用

①随時検査の補完における抗原定性検査キット配付の対象事由の拡大

現在、一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見し、クラスター発生の抑止、重症化防止を図ることを目的として、社会的検査対象施設（介護事業所、障害者施設、保育園、幼稚園、小中学校、新BOP、児童養護施設等）においては、感染者が発生した際に、随時検査の補完として抗原定性検査キット（以下「簡易キット」という）を送付することとしていた。

今回上記の対象事由とは別に、感染拡大が懸念される12月以降の更なる備えとして、以下アに掲げる事由での使用を可能とし、事由発生後に送付するのではなく、常備用の簡易キットを、社会的検査の対象となる事業所・施設に対して事前に配付する。

#### ア 対象事由

- a 感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合（例：感染者の濃厚接触者と同居、又は長時間の接触があった 等）
- b 軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合

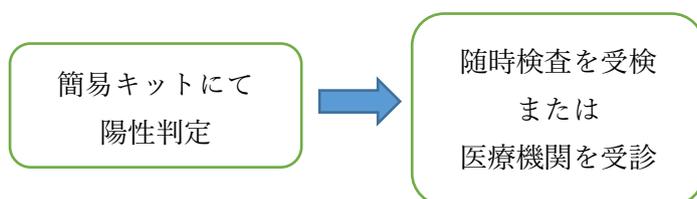
#### イ 対象者

社会的検査対象となる全事業所・施設（介護事業所、障害者施設、保育園、幼稚園、小中学校、新BOP、児童養護施設等）の職員

※すでに施設や所管部に備えおきの簡易キットがある小中学校、新BOPについては、既存の簡易キットを上記アの事由に活用できるものとして、今回の簡易キットの配付は行わず、不足が生じた場合のみ、配付する。

#### ウ 実施方法

- 事前に対象となる事業所・施設より簡易キットの配付希望をとり、準備が整い次第、希望した施設へ順次配送する。
- 配付数については、職員1人につき2個を上限とし、事業所・施設の職員数に応じて配付する。
- 簡易キット到着後、上記アに該当する事由が発生した都度、事業所・施設の判断により簡易キットを用いて検体を自己採取（鼻腔拭い）し、結果判定を行う。
- 本検査は、医師による診断を伴わない検査のため、本検査により「感染疑い」となった場合は、速やかに社会的検査の随時検査の受検、もしくはかかりつけ医など保険診療の対象となる医療機関を受診し、診断を確定させる。



※上記に記載の区の手法による簡易キットの判定だけでは「陽性」の確定とはならない。

- 配付後、感染状況等に応じて施設から要望がある場合は追加発送を行う。

エ 最大配付見込数

●全体 約14万キット

●当初発送見込数 約90,000キット

<内訳> 介護事業所 38,000個 (約19,000名×2個)  
 障害者施設 8,000個 (約4,000名×2個)  
 児童養護施設等 1,000個 (約500名×2個)  
 保育園・幼稚園 22,000個 (約11,000名×2個)  
 予備分 21,000個

●追加発送見込数 約50,000キット

<内訳> 介護事業所 38,000個 (約19,000名×2個)  
 障害者施設 8,000個 (約4,000名×2個)  
 児童養護施設等 1,000個 (約500名×2個)  
 予備分(保育園、幼稚園) 3,000個

オ 配付予定時期

令和3年11月以降

<参考 社会的検査における抗原定性検査の対象事由等>

	抗原定性検査の 対象事由	職員 教員	利用者 入所者	配付方法
①	事業所・施設内で感染者が発生した場合	対象	対象	随時検査の実施までに時間を要する場合、随時検査の申込と同時に、希望する事業所・施設へ配送
②	感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	対象	対象外	11月以降を目途に、希望する事業所・施設へ配送（職員数に応じた数量の簡易キットを配付）
③	軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合	対象	対象外	

※今回配付する簡易キットは②③の事由での使用を対象としているが、施設の判断において、①の事由で使用することは妨げないものとする。

②保育園等施設利用者の家庭内感染対策を目的とした抗原定性検査キットの配付

今般の第5波では、とりわけ利用者がワクチン接種の対象外となる保育園等の子ども関連施設の感染が多く見られた。今後の第6波においても、マスクの着用が難しく職員と子ども

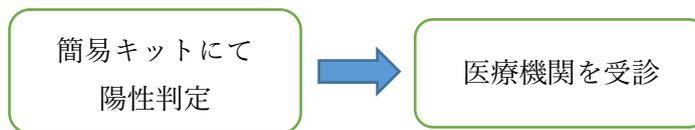
間のソーシャルディスタンスがとりづらい、保育園や幼稚園等では感染拡大が懸念される。  
また感染経路は家庭内感染が多いことから、家庭から施設への感染を予防する目的として、保育園等の利用者に対し簡易キットを配付する。

#### ア 対象者

区内の保育園、幼稚園等の利用者及び同居する家族

#### イ 実施方法

- 対象施設へ、利用者の世帯に対して簡易キットを一律2個※配付する。  
※使用対象は子どもも含め家族を対象
- 1回配付のみとして、その後の追加配付は行わない※。  
※国の承認している簡易キットの市販化や、経口薬の検討が進んでいるが、第5波における保育園等の感染拡大を踏まえ、第6波へ備えた緊急対策として各世帯に一律2個を配付
- 対象者は軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合等に、簡易キットを用いて検体を自己採取（鼻腔拭い）し、結果判定を行う。
- 本検査は、医師による診断を伴わない検査のため、本検査により「感染疑い」となった場合は、速やかに、施設へ連絡するとともに、かかりつけ医などの保険診療の対象となる医療機関を受診し、診断を確定させる。



※上記に記載する区の手法による簡易キットの判定だけでは「陽性」の確定とはならない。

#### ウ 最大配付見込数

約7万キット

<内訳> 58,000個（保育園・幼稚園等 約29,000世帯×2個）  
12,000個（予備分）

#### エ 配付予定時期

令和3年12月中旬以降

#### (3) 抗原定性検査の継続

現在、実施期間を12月までとしている随時検査の補完及び小中学校等における校外活動等を支援するための抗原定性検査について、(2)の対策の実施を踏まえ、令和4年3月まで継続する。

5 第5次補正予算案について

事業費と補助金については以下を見込み、第5次補正予算案に計上する。

なお、上述の4の「(1) 随時検査の体制強化」および「(2) 抗原定性検査のさらなる活用①随時検査の補完における抗原定性検査キット配付の対象事由の拡大」に係る費用については、感染拡大が想定される12月以降に備えるため、令和3年度当初予算「地域医療整備」に計上した事業委託料(費用)の範囲内で、一部先行して実施する。

事業費・補助金見込み(令和3年度第5次補正予算案)

金額 267,886千円

【内訳】

区分	事業費見込み
随時検査	(12月～1月分) 18,763千円 ※特定財源：(国)感染症予防事業費等国庫負担(補助)金1/2 <b>【主な内訳】</b> ・検体採取費(単価)18,763千円
抗原定性検査	(12月～3月分) 249,123千円 ※特定財源：(国)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10/10 <b>【主な内訳】</b> ・人件費、コールセンター運営費等(総価払分)23,980千円 ・検体採取費(単価)19,553千円 ・検査料(単価払分)205,590千円(1検体あたり単価：@979円)

6 今後のスケジュール(予定)

11月 令和3年第4回区議会定例会へ補正予算案提案

7 その他

令和3年10月15日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部(国)(第79回)の資料において、「**予約不要の無料検査の拡大はじめ簡易で誰もが利用できる検査の環境整備の具体的方策を全体像において明らかにする。**」としている。区では国の全体像を踏まえ、抗原定性検査の活用策等を検討する。

## 8 参考資料

### (1) 令和3年11月以降の社会的検査の体制

別紙1のとおり

### (2) 抗原定性検査の使用実績 令和3年10月20日報告時点

約6,200件

<内訳> 随時検査の補完 数件程度

部活動の大会 約3,100件

宿泊行事 約3,100件

### (3) 抗原定性検査による陽性判明数 令和3年10月20日報告時点

1件(随時検査の補完として実施)

→その後、医療機関にてPCR検査を実施し、陽性判明

### (4) 2021年8月30日 日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会

「データベースを用いた国内発症小児 Coronavirus Disease2019(COVID-19) 症例の臨床経過に関する検討」の中間報告より抜粋

#### 1. 国内小児における COVID-19 の感染源

レジストリ調査結果によると、2020年2月1日～2021年6月30日に本調査に報告された国内小児 COVID-19 症例(n=2,319)の感染源は70%が家族内感染であり、学校での感染、幼稚園・保育所での感染はそれぞれ6%に留まっていた(図1)。一方で、2021年7月1日～8月17日に報告された症例(n=331)においては、家族内感染、学校での感染はそれぞれ72%、4%で大きな変化を認めなかったものの、幼稚園・保育所での感染は9%に増加(p=0.024)していました(図2)。

図 1. 2020年2月1日～2021年6月30日に報告された  
国内小児COVID-19症例の感染源 ( n=2, 319 )

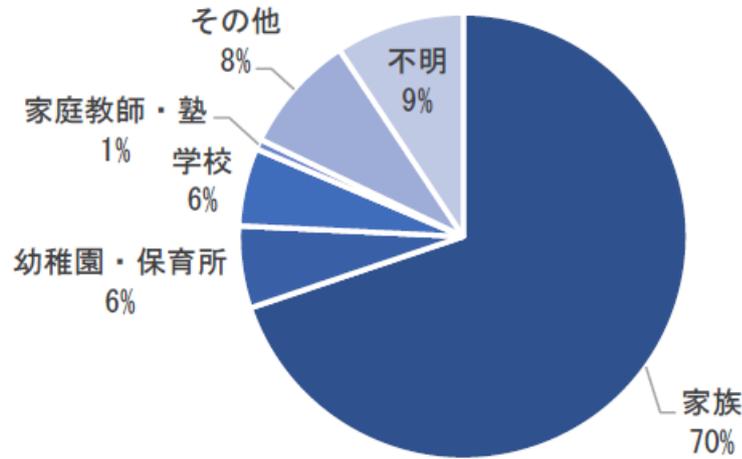
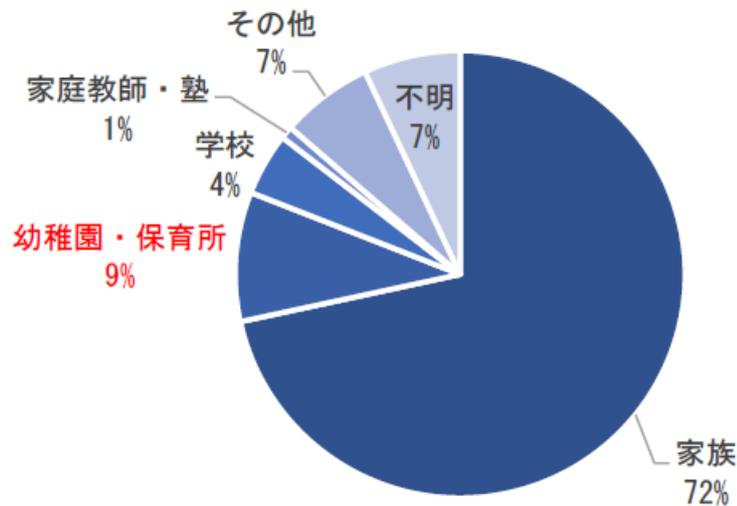


図 2. 2021年7月1日～2021年8月17日に報告された  
国内小児COVID-19症例の感染源 ( n=331 )



(5) 令和3年10月15日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部 (国)  
(第79回) より抜粋

① 資料2-1 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の骨格」  
(基本的考え方)

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、**最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える。**
- このため、**デルタ株への置き換わりなどによる今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるように、医療提供体制をはじめとする各種対策の全体像を示す。**

② 資料2-2 「今後の感染拡大に備えた対策強化のポイント」

- 【ワクチン接種の効果】  
**若年層のワクチン接種率が70%に進むことで、感染者は約5割減※**  
※ワクチン接種以外の条件は今夏と同一
- **今夏の2倍程度の感染力を想定**

(6) 2021年9月14日 WHO COVID-19 Situation reports より抜粋

【小児、青年および若年成人における発症率と死亡率】

2019年12月30日から2021年9月6日までにWHOに報告された年齢別の症例データに基づくと、世界の感染者数は、年齢区分に比例して増加しています(下表参照)。24歳までの年齢区分では、5歳未満の小児の割合が最も少なく、思春期(15~19歳)と若年成人(20~24歳)を合わせた年齢区分では、世界全体の患者数に占める割合が最も多くなりました。同年齢区分の死亡者数は、全世界の死亡者数に占める割合が0.5%未満でした。

年齢区分	累計感染者数	全年齢層累計感染者数における割合	累計死亡者数	全年齢層累計死亡者数における割合
5歳未満	1,599,073人	1.8%	1,704人	0.97%
5~14歳	5,622,295人	6.2%	1,218人	0.07%
15~24歳	13,071,320人	14.3%	6,327人	0.36%

\* 全年齢層における累計感染者数：90,011,040人

\* 全年齢層における累計死亡者数：1,752,008人

(7) 社会的検査で使用している抗原定性検査の簡易キットについて

① 製品の概要

名称： SARS -CoV -2 ラピッド抗原テスト

製造販売： ロシュ・ダイアグノスティクス株式会社

厚生労働省承認日： 令和3年2月9日

② 厚生労働省の審査結果（一部抜粋）

審査においては 本品は国内の臨床保存検体（鼻咽頭ぬぐい液）を用いた試験において、国内既承認のRT-PCR法と比較して、陰性検体に対する100%の陰性一致率と $10^3$ /テスト以上を有する検体に対し良好な陽性一致率であることを確認した。同試験では $10^3$ コピー/テスト未満の検体では低い陽性一致率であったものの、既承認の抗原検査キットと比較したところ、良好な陽性一致率が得られたことから、最小検出感度試験で推定された検出限界（抽出用バッファーに直接懸濁した検体： $4.9 \times 10^2$  TCID<sub>50</sub>/mL、ウイルス輸送培地に懸濁した検体： $7.9 \times 10^3$  TCID<sub>50</sub>/mL）も踏まえ、本品は一定の臨床性能を有するものと判断した。

また、鼻腔ぬぐい液に対しては、鼻咽頭ぬぐい液を用いた場合と同等の分析性能をもつことが確認された。

本品は、RT-PCR 法と比較して感度は低いものの、鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液に関して既承認の抗原簡易検査キットと同程度の性能を有し、一定の症状を有する患者に対し、検査指針に従って陽性または陰性の確定診断を行うことの臨床的有用性を期待できるものと判断した。

(8) 令和3年7月から9月15日までににおける 社会的検査 随時検査  
 保育施設 Ct 値区分別 陽性者数 (利用者)

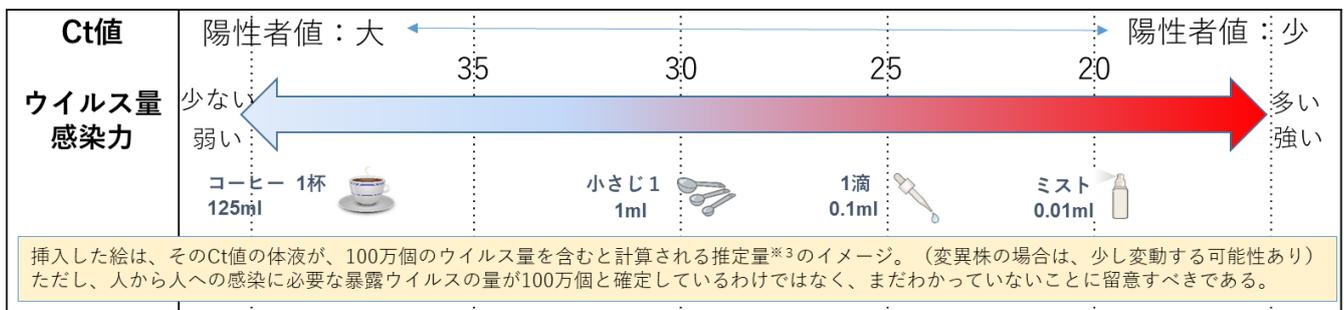
	①	②	③	④	⑤	
Ct 値	35 以上	35 未満 30 以上	30 未満 25 以上	<b>25 未満 20 以上</b>	<b>20 未満</b>	計
ウイルス量	最少	少	中	<b>多</b>	<b>最多</b>	
人数	<b>5</b>	<b>17</b>	<b>6</b>	<b>8</b>	<b>1</b>	<b>37</b>
割合	13.5%	45.9%	16.2%	<b>21.6%</b>	<b>2.7%</b>	100%

※割合は四捨五入をしているため、各割合数値を合算しても100%にはなりません。

※Ct 値とは、陽性判定時の検査機器における検出対象遺伝子の増幅サイクル数を言い、検体中のウイルス量に反比例し、ウイルス量が多くなるほど小さい数値となる。

※Ct 値は、検査系（機器・試薬等）によって数値が変動するので、数値の一般化が出来ない。（「COVID-19 検査法および結果の考え方(2020年10月12日)、日本感染症学会資料より）

※令和3年5月 世田谷区作成 「社会的検査で陽性となった事例（78件）のウイルス量に関する報告書」より抜粋



令和3年11月以降の社会的検査体制について（太枠内が今回追加となる内容）

別紙1

検査種別・事由			検査で感染疑い者が発生した場合	対象	11月		12月		1月～3月		
					職員・教員	利用者・入所者	職員・教員	利用者・入所者	職員・教員	利用者・入所者	
抗原定性検査	随時検査の補完	① 事業所・施設内で感染者が発生した場合	随時検査を実施	社会的検査の対象となるすべての事業所・施設	対象	対象（※2、3）	対象	対象（※2、3）	対象	対象（※2、3）	
		②（上記①以外の場合で）事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	随時検査を実施またはかかりつけ医等医療機関を受診	社会的検査の対象となるすべての事業所・施設	対象<配付>	対象外	左記の事由が発生した際に、各自の判断で使用				
		③軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合	濃厚接触者の特定が困難な場合	随時検査を実施	民間事業所等（保健所依頼）	対象					
	家庭内感染対策	軽い倦怠感やのどの痛みなど、体調が気になる場合	かかりつけ医等医療機関を受診	保育園・幼稚園等 ※12月中旬以降に配付予定	対象外	対象<配布>（※5）	左記の事由が発生した際に各自の判断で使用				
	行事前検査	小中学校等において、校外活動等（宿泊行事や部活動大会）に参加する場合	随時検査を実施	小学校・中学校	対象	対象	対象				
随時検査【行政検査】	① 事業所・施設内で感染者が発生した場合、又は、スクリーニング検査・抗原定性検査で「感染疑い」者が発生した場合	—	すべての事業所・施設	対象	対象（※2、3）	対象	対象（※2、3）	対象	対象（※2、3）		
	②（上記①以外の場合で）事業所・施設の職員が感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ、感染の不安がある場合	—	介護事業所・障害者施設（入所系）	対象	対象（※1）	対象	対象（※1）	対象	対象（※1）		
			介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外		
			一時保護所・児童養護施設等	対象	対象（※1）	対象	対象（※1）	対象	対象（※1）		
保育園・幼稚園			対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外			
小学校・中学校・新BOP	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外				
濃厚接触者の特定が困難な場合	—	民間事業所等（保健所依頼）	対象	対象	対象	対象					
定期検査【行政検査】	—	介護事業所・障害者施設（入所系）	停止	停止	停止	停止					
スクリーニング検査	随時検査を実施	介護事業所・障害者施設（入所系）	対象（※4）	対象外	対象（※4）	対象外	停止				
		介護事業所・障害者施設（通所・訪問系）	対象	対象外	対象	対象外					
		一時保護所・児童養護施設等	対象	対象外	対象	対象外					
		保育園・幼稚園	対象外	対象外	対象外	対象外					
		小学校・中学校・新BOP	対象外	対象外	対象外	対象外					

※1…入所予定者も含む。  
 ※2…訪問系については、利用者・入所者の自宅を事業所とみなし、サービス提供時に居合わせた利用者の同居家族等も対象。  
 ※3…小中学校・新BOPについては、変異株の増加等により、子どもの感染拡大防止を目的に実施する場合。  
 ※4…国や東京都の検査補助事業の活用が難しい場合。  
 ※5…同居する家族も含む